

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
目一五一一番一地先まで 九番一地先から同市上福岡二丁目一五七 九番一地先から同市上福岡二丁目一五七		区 間
一七・八〇	一五・〇〇〃 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
一五七・四〇		延長 (メートル)
社会資本整備総合 交付金(交通安全) 事業による。		備 考